地方自治体の環境・エネルギー政策と建物部門における取り組みについて - 京都府における再エネ条例の形成と変遷を事例に-

Environmental and Energy Policies of Local Municipalities and Initiatives in the Building Sector: The Formation and Transition of Kyoto Prefecture's Renewable Energy Ordinance

> 〇吉田匠<sup>1</sup>\* Yoshida Takumi

### 1. はじめに

近年、世界の地方自治体において、都市の脱炭素化の手段として広がりを見せるのが、建築物へ太陽光発電などの再工ネ設備の設置を義務化する再工ネ義務化政策である。特に日本、アメリカ、ドイツを中心に多様な自治体が再工ネ義務化に取り組んでいる。これらの自治体はなぜ国に先行して再工ネ義務化を導入するのだろうか。これらの背景を探るには、政策制定過程を吟味する必要がある。そこで本報告では、世界的にも先駆けて再工ネ義務化政策を導入した京都府を事例とし、なぜ、どのように京都府で義務化政策が行われているのかについて、歴史的展開を踏まえ論じる。

## 2. 分析方法

はじめに義務化という規制的手法の特徴について整理を行ったうえで、京都府における再工ネ義務化政策の位置づけについて、まず義務化政策に取り組む世界各国の行政主体をまとめたうえで簡単な国際比較を行い、続いて日本の各地方自治体における再工ネ導入促進条例の制定時期を概観し、そのなかで京都府条例の位置づけについて検討する。その後、京都府温暖化対策条例および京都府再エネ条例の歴史的展開を、環境審議会の議事録を用いながら京都府ではどのように再エネ義務化が行われたのかについて明らかにし、どのような政策効果を生んだのかを明らかにする。

## 3. 分析結果

#### ①海外の他自治体との国際比較

京都府は2010年に再工ネ義務化を規定したが、世界的に再工ネ義務化政策が広がりを見せるのは2020年前後からであった。また同時期に同様の政策を導入した米独の地方自治体と比較すると、京都府の取り組みは当時世界的にも先駆的、かつ大規模であった。一方で、近年再工ネ義務化の先進的な事例として国際的にも注目が集まっているカリフォルニア州と比較すると、義務規定や政策の深化には至っていない。

### ②日本の地方自治体との時期ごとの比較

図1は地方自治体における再エネ条例の制定件数を時系列に分けたものだが、大きく

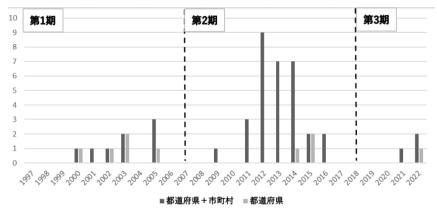
<sup>1\*</sup> 京都大学大学院経済学研究科博士後期課程 1 年 Doctoral course of Graduate School of Economics, Kyoto University

<sup>〒606-8501</sup> 京都市左京区吉田本町 E-mail: yoshida.takumi.62w@st.kyoto-u.ac.jp

定した条例も制定した(第

2期)。その後自治体の再

図 1 再エネ条例を定める自治体の件数推移 (単位:件)



RILG (2022) より筆者作成

エネに対する態度が二分し、かつ全国レベルで建築物への再エネ導入の議論が起こりはじめるなか、条例を改正し義務の強化をスムーズに行っている(第3期)。

## ③京都府再エネ条例成立および改正過程

まず京都府には、京都議定書採択の都市という固有のコンテクストがあった。一方で気候変動対策は独自の枠組みではなく、国の大規模建築物に対する排出削減計画の 策定および公表制度に基づき、これに上乗せするかたちで取り組みが行われた。

2010年に再工ネ義務化を規定したが、規制対象を据え置くことにより大きな反発を招くことはなかった。しかし範囲や導入義務を制限したため、基準を達成する最低限しか再工ネ導入をしない事業者が多いという課題が発生する。その対応として、2020年には国の建築物省エネ法改正とあわせて義務対象と導入義務を拡大した。

このように京都府の政策は、国の制度の枠組みと義務対象の負担を避ける配慮が前提となっており、その意味で目覚しい政策効果はあげていない。しかし義務規定の強化を通じて建築物のエネルギー効率性のボトムを引き上げることには成功した。

# 4. 結論

本稿が明らかにした点は以下である。まず国際的に再工ネ義務化政策が珍しいものではなくなっていることを明らかにし、その上で京都府の建築物部門での再工ネ導入の取り組みが先駆的であったと位置づけ、政策の展開について論じた。具体的には、まず京都府には炭素排出削減に対する高い環境意識が行政、産業界問わず広く共有されていた。そして国の制度をベースとし、さらに規制対象を絞ることで義務対象の負担軽減を行い、建築物のエネルギー効率性を一定程度高めることに成功した。

## 参考文献

沼田麻美子(2022)「ドイツにおける太陽光発電装置設置の義務化に向けた動向」,一般財団法人土地総合研究所(https://www.lij.jp/news/research\_memo/20220228\_1.pdf) Ybarra, C.E., J.B. Broughton. and P.U. Nyer. (2021) "Trends in the Installation of Residential Solar Panels in California," Low Carbon Economy 12, pp. 63-72 RILG(2022)「再生可能エネルギーの利用促進に関する条例」一般財団法人地方自治研究機構. (http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/122\_renewable\_energy.htm)